

【第 6 次鳥栖市総合計画】
後期基本計画策定方針について

総合政策課

平成 27 年 7 月

総合計画の体系

第6次鳥栖市総合計画は、「基本構想」「基本計画」をもって構成

■基本構想とは…

鳥栖市が目指す将来像とまちづくりの基本目標等を明らかにしたもの。

目標年次：平成32（2020）年度

■基本計画とは…

基本構想で定めた、将来像「住みたくなるまち鳥栖—“鳥栖スタイル”の確立—」とまちづくりの6つの基本目標等を実現するために必要な取組の方向性等を具体的に明らかにしたもの。

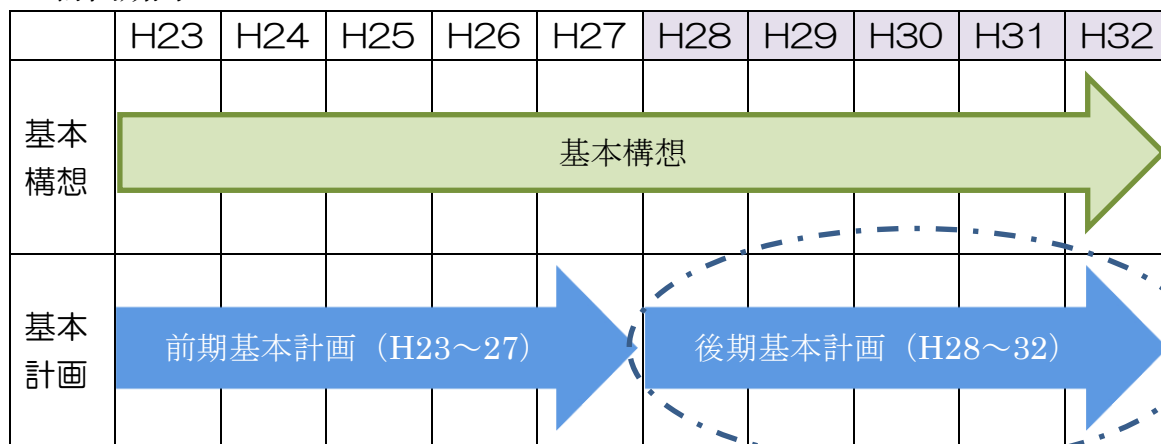
計画期間：5か年（前期：平成23年度～平成27年度）

（後期：平成28年度～平成32年度）

基本計画については、社会経済の状況や財政状況、事業の進捗状況などについて市民の皆さんと情報共有を図りながら、随時見直しを行ってきました。

※議会の議決すべき事件に関する条例が制定され、総合計画における基本構想・基本計画について議決が必要となりました。

<計画期間>



■リーディングプロジェクトとは…

基本計画で、特に鳥栖市で取り組むべき重要な事業及び課題の解決策等、鳥栖市の魅力を高める取組をリーディングプロジェクト11と位置づけて、将来都市像の実現を目指す。

基本計画見直しのポイント

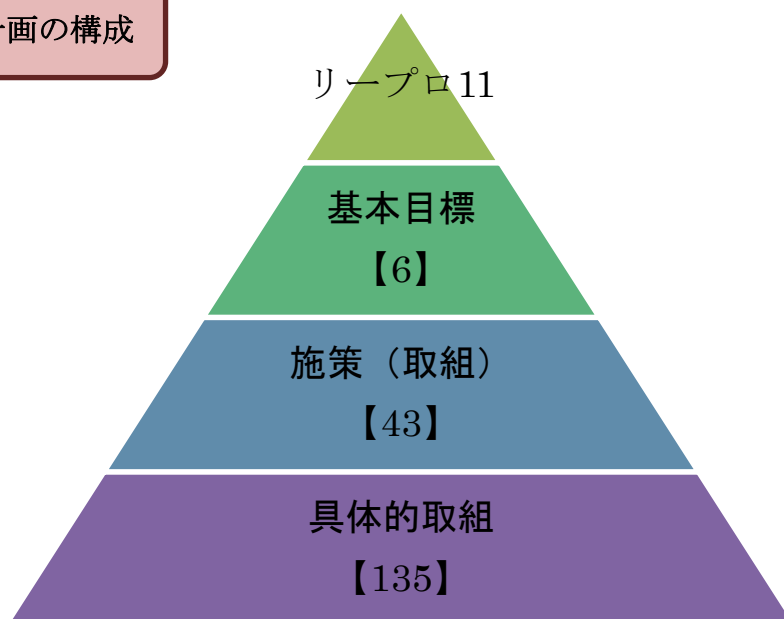
基本構想

基本構想部分については、基本理念や将来都市像が記述されており、また計画期間 10 年間の中間でもあるため、見直しは行わない。

基本計画

基本計画については、前期期間において随時見直しを行ってきたところであり、基本的にはこれまでの取組と同様に今後も随時見直しを行っていくことを前提に後期基本計画を策定し、指標等については一部見直しを行う。

基本計画の構成



後期基本計画策定（見直し）の基本姿勢

第6次鳥栖市総合計画は、策定後5年を経過するが、基本計画については随時見直しを行ってきました。

今後の策定については、以下の基本姿勢を取っていきます。

（1）5年間の状況把握

第6次鳥栖市総合計画を策定した後の社会情勢等の変化要因（東日本大震災等）を踏まえます。

（2）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合

「鳥栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」に基づく各種施策等について、整合を図ります。

（3）進行管理

前期基本計画期間では、リーディングプロジェクト11の進行管理について、部課長の仕事宣言の中で行ってきました。

今後についても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策評価等を踏まえて、適切な進行管理を行っていく必要があります。

基本計画見直しの内容

1. 策定の背景

本市では、平成23年に「住みたくなるまち鳥栖ー“鳥栖スタイル”の確立ー」を将来都市像とした「第6次鳥栖市総合計画」を策定しました。この総合計画の目標年次は平成32年度であり、前期基本計画の計画期間を平成23年度から平成27年度までと定め、将来都市像の実現に向けて各種施策を展開してきました。

平成27年度に前期基本計画期間の終了を迎えることから、平成28年度から平成32年度までの後期基本計画を策定する必要があります。また、第6次鳥栖市総合計画基本計画については、随時見直しを行ってきているため、前期基本計画を踏襲するものとします。

全国的に少子高齢化・人口減少の局面にある中、本市は、稀にみる人口が増え続けている都市であり、市制施行当時（昭和29年）の40,176人から、平成27年6月末で72,194人と着実に増加しています。これからの20年間も人口はさらに増えると推計されており、その対応を着実に進める必要があります。

また、東日本大震災をはじめとする大規模な地震や、気象変動に起因すると考えられる台風・豪雨災害などが多発し、災害対策の充実や都市基盤の安全向上の必要性、社会経済の先行き不安等、取り巻く環境にも大きな影響が生じています。

さらには、まちづくりの拠点としての鳥栖駅周辺の利便性向上や魅力ある産業の集積、健康長寿の意識向上等様々なニーズに答えていかなければなりません。

後期基本計画期間においては、このような社会経済情勢の変化等に対応するとともに、これまでの本市における施策の進捗状況を勘案し、新たな目標設定に反映していくことが求められます。

(1) リーディングプロジェクト11

「鳥栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」との整合を図りながら再編します。

(2) 基本目標【1～6】

基本目標1～6については、基本構想の中で示されており、基本的に見直しを行いません。但し、「現状と課題」「取組による5年後の姿」は、これまでの社会・経済状況の変化（東日本大震災等）を踏まえ、再検討します。

- ① 現状と課題 ⇒現状との整合性を図る
- ② 取組による5年後（平成27年度）の姿 ⇒平成32年度の姿を作成

(3) 施策（取組）【43施策】

施策（取組）の下に位置付けられる具体的取組の見直しが行う必要がある場合は、見直しを検討します。

(4) 具体的取組【135取組】

前期5年間の取組状況を踏まえ、また、前期期間で大きく変化した社会情勢等を勘案し、新たな施策も必要とされます。

このため、施策の再点検を行うと同時に、新たな施策の位置づけも検討します。

(5) 取組の達成目標

取組の達成目標は、具体的取組等の達成度を計る指標として、具体的取組ごとに設定しています。

施策と同様に再点検を行い、進捗状況を把握します。

新たに平成32年度を目標とする指標を全て作成します。

(6) 財政計画

中期財政計画と整合を図りながら、後期基本計画期間の財政計画を新たに作成します。

(7) その他

計画策定時に10年後の姿を見越して記述されているため、現状にそぐわない記述等については、現状に合わせた文言の表現に訂正します。

基本計画見直しの進め方

(1) 基礎調査

① 基本計画（前期）の実績調査

ア) 行政需要に十分応えているかを確認します

イ) 実現できなかった施策と理由

ウ) 社会・経済状況の変化（東日本大震災等）による新たな課題抽出

② 基礎調査

既存資料を基に、鳥栖市の現況・課題を整理します。

(2) 市民満足度調査

【満足度調査の内容】

前期基本計画の取組に対して、市民が住み良さが実感できつつあるのか調査。

今後の施策に反映させるための基礎資料とします。

後期計画策定（見直し）体制

（１）総合計画審議会（外部委員）

- ・本市の総合計画に関する必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、条例にて設置
- ・（市民・団体の代表者、学識経験を有する者）18人以内で組織
- ・委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了時まで
- ・後期計画は、前期計画を踏襲する形で策定することとしており、委員数及び回数については、前回より小規模で開催を予定しています。

（２）総合計画委員会（庁内）

- ・会長（安東副市長）、委員（種村副市長、各部長）で構成し、方針・内容の検討と庁内における協議・討議機関
- ・基本計画及び土地利用計画の立案としての事務を行う位置付けであり、定例的に開催を行っていく。

（３）鳥栖市議会

- ・地方自治法の一部改正により、議会議決の義務付け廃止（基本構想部分）
- ・議会基本条例が制定され、総合計画における基本構想・基本計画について議決が必要
- ・平成27年12月議会への議案提出予定。
- ・前回（平成22年度）の市議会議決までの経過
基本構想（案）を12月議会に追加提案→総合計画基本構想特別委員会に付託→委員会審議（1月17日～19日）→3月議会において議決

（４）市民意見の反映

- ・市民満足度調査
アンケート方式による意見聴取を実施（平成26年7月実施済み）
- ・パブリックコメント
後期基本計画（素案）におけるパブリックコメント実施

後期計画の考え方と体制図

